

会議開催案内（公開）

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議第4回会議を、次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続に従って傍聴するものとします。

令和6年11月1日

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議

記

1 開催日時

令和6年11月11日（月）14:00～16:00

2 開催場所

岡山県岡山市北区内山下2-4-6
県庁3階大会議室

3 議題

- (1) 第1～3回の議論の整理
- (2) 障害者の生涯学習の優良事例の実践発表
- (3) 審議「多様なニーズに応じた公民館による学びの支援」

4 傍聴定員

7人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、当日13時40分から14時までの間に2の場所にお越してください。
受付時に、傍聴受付簿に氏名と住所を記入してください。
- (2) 傍聴の受付開始時間は当日13時40分からです。
- (3) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第終了となるので、御了承願います。

6 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県教育庁生涯学習課企画推進班 電話番号 (086) 226-7596

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議 会議傍聴要領

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議は、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」の趣旨に則り公開いたします。会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、会長が認めた場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。
- (2) 会議室の状況により傍聴人数の定員を設定します。傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
なお、報道関係者で会長が認めた場合は、定められた傍聴人数とは別に傍聴することができます。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合
- (3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると会長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、次のことをしてはいけません。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 飲食すること。
- (3) 私語、談話、拍手等をする事。
- (4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。
- (5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと。
- (6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用すること。
- (7) その他会議の妨害となるような行為をすること。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

上記退場を命じられた場合や、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければなりません。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。

